

特別支援教育における道德教育と道德科の在り方

【プロフィール】

東京公立小学校教諭、調布市教育委員会指導主事、東京都教育庁指導部指導主事、同主任指導主事、東久留米市教育委員会指導課長、東京都教育庁指導部副参事、東京都公立小学校校長、聖徳大学児童学部教授、同大学院教授。全国小学校道德教育研究会会長、中央教育審議会道德教育専門部会委員、文部科学省「道德教育の抜本的改善・充実事業」審査委員等を歴任。日本道德教育学会(評議員)、日本道德科教育学会(副会長)。



よしもと つねゆき
聖徳大学 名誉教授 吉本 恒幸

はじめに

昨今、特別支援学級に在籍する児童生徒が交流学級で道德科の授業に参加している姿を多く見る。本来、インクルーシブ教育システムにおける重要な視点は、「それぞれの児童生徒が授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか」である。他の児童生徒と共に過ごしていればよいという短絡的な考えは、決して妥当なものではない。

特別支援教育の対象となる児童生徒には、特別支援学校、特別支援学級、通常の学校・学級、通級による指導など、実態に応じた学びの場と機会がある。障害があっても通常の学校・学級に在籍し学習する児童生徒には、小・中学校学習指導要領に基づいた教育が行われる。

通常の学校・学級に在籍しない障害のある児童生徒に対しては、①小学校・中学校・高等学校に準ずる教育課程②下学年又は下学部に準ずる教育課程③特別支援学校(知的障害)の教育課程を取り入れた教育課程④自立活動を主とする教育課程、が実態に応じて適用される。

以上の理解を基に、特別支援教育における道德教育と道德科の在り方を考察する。

1 特別支援教育における道德教育の意義と在り方

障害のある児童生徒は様々な場で夢を描き、希望に胸を膨らませて学習し生活している。それぞれはかけがえない存在であり、誰もが人間としてよりよく生きようとする願いをもっている。道德教育は、こうした願いの実現を目指し、一人一人に寄り添い、力強く生きようとする心に灯りをともす営みである。その意味で、障害のある児童生徒にとっても重要な意義を有している。

道德教育の在り方は、学校・学級の形態及び児童生徒の障害種別等によって異なるものではない。通常の学校・学級と同様に教育活動全体を通して各教科等の特質に応じて行われる。

なお、道德教育が目指すのは内面的資質である道德性の育成である。道德性は、道德的判断力、道德的心情、道德の実践意欲、道德の態度の様相を示す。生活習慣や技能などのスキルの獲得ではないことに留意する必要がある。

2 特別支援教育における道德科の在り方

道德科の特質は、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深める学習を通して道德性を養うことである。価値の理解に終始したり、行為の仕方を指導したりする時間ではない。障害のある児童生徒に対する道德科でもこの特質を踏まえることは重要である。

指導に当たっては障害の実態に応じて工夫することが求められる。なお、特別支援学校の教育課程の編成と実施に当たっては「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育」と「知的障害者である児童生徒に対する教育」という区分があり、指導の基本的な考え方や在り方が異なることに着目する必要がある。

前者は、知的障害のない児童生徒に対する教育であり、通常の学校の教育課程に準ずる。したがって、道德科も通常の学校と同様に扱われる。

後者は、知的障害のある児童生徒に対する教育であり、指導形態も実態に応じて多様に工夫される。道德科は通常の学校に準ずる形で行うことができるが、内容や教材等の取り扱いは下学年のそれらに替えたり、道德科の時間を設けずに「各教科等を合わせた指導」という指導形態で道德科の内容を扱ったりすることも可能となる。特別支援学校(知的障害)ではこの指導形態を通して道德性を育む場合が一般的である。

なお、他に主障害があっても知的障害を併せ有している場合は、後者の教育課程が適用される。

上記のことは特別支援学級で学ぶ児童生徒に対しても該当する。例えば、自閉症・情緒障害学級であっても知的障害を併せ有する場合は、必要に応じて知的障害学級の教育課程を準用し、道德科の取扱いも同様となる。

3 個に応じた道德教育と道德科の実施に向けて

(1) 個別の指導計画に道德教育の指導目標を明記する

個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

個別の指導計画に関して、道德教育を充実する視点から更なる工夫が求められる。

例えば、約束やきまりを守ることが苦手であり、生活や学習に支障をきたす児童生徒の場合、その指導は学校の教育活動全体を通して行うことが重要となる。

このことから、道徳科の内容の中から「規則の尊重」に着目し、実態を踏まえて身に付けさせたい道徳性を想定する。保護者や本人との話し合いを通して、指導目標に「約束やきまりを守ろうとする実践意欲を養う。」を設定するなどの工夫である。道徳教育としての個に応じた指導目標を明確化し、教育活動全体を通してその定着を目指すのである。

(2) 指導内容を重点化する

知的障害のない児童生徒が学ぶ特別支援学校及び特別支援学級では、道徳科に示されている内容は相当する学年において全て取り上げる必要がある。

知的障害のある児童生徒が学ぶ特別支援学校では、「内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと」(特別支援学校学習指導要領第3章)が求められている。

具体的には、児童生徒の実態等に合わせて内容を適切に選択し、それを繰り返し扱うことにより定着を図ることを指す。内容の選択に当たっては、個別の指導計画に記される指導目標との関連を考慮する。また、必要に応じて下学年の内容を取り扱うようにする。

知的障害のある児童生徒が在籍する特別支援学級においても、特別支援学校の教育課程に基づき教育課程を編成し、指導形態も取り扱えることから、この趣旨を踏まえることが重要である。

(3) 目指す道徳性の個別化を図る

通常の学校における道徳科の授業では、特定の道徳性がねらいとして設定され、効果を上げていく。しかし、知的障害のある児童生徒に対しては、一律に同じ道徳性の育成を図るだけでなく、ねらいとする道徳性を個に応じた設定することも考慮する。それは学習集団を構成する児童生徒が必ずしも同じ生活年齢とは限らないこと、障害の状態や学習状況や経験等が異なる場合があることなどの理由による。とくに指導目標に関連する内容を扱う授業であればこのことを特に意図する必要がある。

(4) 授業時数の適切な設定と1単位時間の弾力化を図る

特別支援学校の各学年における総授業時数は通常の学校に準ずるとされ、各教科等の年間の授業時数は「適切に定める」とされている。通常の学校の教育課程にない自立活動を授業時間に取り入れるがゆえに、学校教育法施行規則別表で示される各教科等の年間授業時数が当てはまらないためである。また、知的障害のある児童生徒に対しては「各教科等を合わせた指導」という指導形態で扱うことができるためでもある。

授業時数については「単に形式的に行うのではなく、個に応じた指導などの指導方法・指導体制や教材等の工夫改善を行うなど授業等の質的な改善を図ることにより各教科等の指導に必要な時間を実質的に確保する必要がある。」(特別支援学校学習指導要領解説総則編)と指摘されている。道徳科でも児童生徒の実態を踏まえて適切に授業時数を設定していくことが望まれる。1単位時間に関しては、児童生徒の障害の状態や特性、心身の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮

し適切に定めるとされている。ただし、「道徳科や特別活動(学級活動)の授業を毎日10分から15分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。」(総則編)との指摘がある。道徳科の特質を踏まえた授業を行う場合、小集団であっても短い時間では目的を達成できないという趣旨である。授業時間は小学校45分、中学校50分を標準とし、児童生徒の実態に応じて弾力的に扱うことが求められる。

(5) 適切な教材を選択する

道徳科は、主に文部科学省検定済教科書を用いる必要がある。しかし、実態によっては当該学年の教科書が適さない場合がある。その時は下学年・下学部の教科書を使用する。必要に応じて一般図書の使用も法的に認められている。学習集団の全員が理解できる教材を選択する。

(6) 指導形態に基づいて指導する

～知的障害のある児童生徒の場合～

◆「教科等別の指導」の形態により道徳科の時間を設定して行う場合

- ①年間授業時数及び単位時間は実態に即して適切に定める。
- ②下学年の内容や教材を扱う。
- ③ねらいは児童生徒の実態と指導目標に即して個別の道徳性の育成を意図する。
- ④必要に応じて学習集団をグループ化し、各々に適した内容と教材を扱い、個々の道徳性を高める。複数の学級を一つの集団にして授業を行うことは避ける。
- ⑤授業は道徳科の特質を踏まえるとともに、一人一人に応じた具体的な支援を構想し、実施する。

◆「各教科等を合わせた指導」の形態により道徳教育として指導する場合

- ①指導計画には重点化により選択された道徳教育の内容を明示する。例えば、生活単元学習を25時間行う場合、それぞれの学習活動が重点化を目指す内容のどれに関連しているかを指導計画に位置付ける。
- ②指導に当たっては、学習活動ごとに一人一人の指導目標に照らして称賛するとともに、児童生徒が自己評価することも取り入れて個々に道徳性を育む。

◆「教科等別の指導」「各教科等を合わせた指導」を並行して行う場合

単一学級や複数学級において、道徳科の授業が行える児童生徒やそれが困難な児童生徒が混在していることもある。その場合は、学級の枠を取り払ってグループ編成し、一つのグループでは道徳科の授業を、他では「各教科等を合わせた指導」により道徳教育として道徳性を育むことなどを考慮する。

おわりに

特別支援教育は「個に応じた指導」を原則とする。同じ障害であっても特性や実態は一人一人異なっている。児童生徒の状況を把握し、それぞれの個性や資質能力が十分に発揮できるよう、具体的な支援を図ることが特別支援教育の原理である。道徳科を含めて授業において重視すべき視点は「授業に子供を合わせるのではなく、子供に授業を合わせる」ことである。